

久喜市建築物耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月 策定

平成 28 年 3 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

久喜市

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市の被害想定及び他計画との関連性・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

- 1 市の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 本計画における耐震化の目標・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

- 1 耐震化の促進に向けた取組方針・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 計画を推進するための体制・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 市有建築物の耐震化の方針

- 1 耐震診断及び耐震改修の対象建築物・・・・・・・・ 18
- 2 市有建築物の耐震化の方針・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 耐震改修の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画の目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第6条において、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものと規定されている。

久喜市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき策定されたもので、久喜市（以下「市」という。）において、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物^{※1}の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1のとおりである。

表1 本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破損390,506棟 (内閣府HP災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明確化
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成19年3月	(旧久喜市) 久喜市建築物耐震改修促進計画策定	参考：旧菖蒲町・栗橋町・鷲宮町は策定なし
平成22年3月	新「久喜市」誕生	旧久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町による合併
平成22年3月	久喜市建築物耐震改修促進計画策定	旧耐震基準により建築された住宅を対象

平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度 7 住宅全壊 121,996 棟、半壊 282,941 棟、 一部破損 748,461 棟 (内閣府HP災害情報より)
平成 25 年 10 月	国の基本方針改正	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の 目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化な ど、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 26 年 4 月	久喜市が建築基準法の規定による特 定行政庁へ移行	
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画 閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利 用する建築物の耐震化率 95%の目標を 明示
平成 28 年 3 月	国の基本方針改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅 をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100%耐震化済)
平成 28 年 3 月	久喜市建築物耐震改修促進計画改定	計画の内容を見直し、令和 2 年度まで の取り組み内容等を定める 平成 26 年 4 月に市が所管行政庁※2 とな ったことから、多数の者が利用する建 築物についても新たに耐震化促進の対 象とし計画に追加
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府HP災害情報より) 平成 12 年の建築基準法改正以前に新耐 震基準により建築された住宅にも倒壊 被害が発生
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府HP災害情報より)
平成 30 年 12 月	国の基本方針改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診 断義務付け対象建築物をおおむね解消 とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	ブロック塀等の耐震化について位置付 け
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定

※1 「既存耐震不適格建築物」

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの。

※2 「所管行政庁」

建築主事を置く市町村については、当該市町村の長をいい、その他の市町村については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村については都道府県知事をいう。

埼玉県においては、埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市の 13 行政庁。

2 市の被害想定及び他計画との関連性

(1) 過去の地震履歴

埼玉県内で過去に観測された大きな地震としては、1855年（安政2年）の安政江戸地震（M6.9）、1923年（大正12年）の関東地震（関東大震災）（M7.9）、1931年（昭和6年）の西埼玉地震（M6.9）、2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M9.0）が挙げられる。

このうち東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、市内で最大震度5強が観測され、重傷者2名、建物全壊12棟、大規模半壊42棟、半壊60棟、一部破損506棟の被害があった。

(2) 今後想定される地震の規模

埼玉県（以下「県」という。）は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」において、東京湾北部地震（M7.3）、茨城県南部地震（M7.3）、元禄型関東地震（M8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）及び立川断層帯地震（M7.4）の5つのタイプの地震の発生を想定し、被害予測を行っている。

(3) 久喜市地域防災計画と本計画の関連

市では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、久喜市地域防災計画を定めている。久喜市地域防災計画第4編震災対策編（平成31年2月公表）によれば、市に最大の被害をもたらすと想定されている関東平野北西縁断層帯地震（最大震度7）が発生した場合の被害想定結果は、表2のとおりである。

表2 関東平野北西縁断層帯地震（最大震度7）による被害想定結果（久喜市地域防災計画より抜粋）

項目	被害発生状況
建築物被害	全壊537棟、半壊2,566棟、焼失63棟
人的被害	死者数28人、負傷者数403人（うち重傷者34人） 避難者数（1日後）2,590人 帰宅困難者数 平日最大18,284人
ライフライン被害	上水道断水人口48,379人 停電人口（1日後）5,644人 都市ガス供給停止件数39,192件

※ 破壊開始点（北・中央・南）のうち、最大の被害想定を抽出した。

※ 関東平野北西縁断層帯地震は深谷断層と綾瀬川断層帯を一体の断層帯として想定。

(4) 久喜市総合振興計画と本計画の関連

市は、久喜市総合振興計画において市が目指す将来像やそれを実現させるための施策などを定めている。同計画では、施策のひとつとして「防災・消防体制の充実」を掲げ、建築物の耐震化を進めて、被災時に防災上重要な建築物や救護施設が有効に機能するよう努めるとともに、災害時被害の軽減や早期の復旧・復興が図られるように努めることとしている。

3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても、必要がある場合には、計画内容について適宜見直し等を行う。

4 対象建築物

本計画で対象とする建築物は、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された以下のものとする。^{※3}

(1) 住宅

居住世帯のある住宅

(2) 耐震診断義務化建築物

表3に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物^{※4}

(3) 多数の者が利用する建築物^{※5}

表3に掲げる用途及び規模に該当する建築物

※3 支援策の一部については、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事着手し、建築された建築物も対象とする。

※4 「要緊急安全確認大規模建築物」
耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物。

※5 「多数の者が利用する建築物」
耐震改修促進法第14条第1号に規定される建築物。

表3 対象建築物用途・規模一覧

(多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物)

本計画における 分類	用途	規模		
		多数の者が 利用する建築物	要緊急安全確認 大規模建築物	
学校	幼稚園	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 3,000㎡以上	
	学校（小学校等以外の学校）		—	
病院・診療所	病院、診療所			
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂			
店舗等	展示場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	卸売市場		—	
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ 5,000㎡以上	
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		—	
社会福祉施設等	保育所	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物			
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上	
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
	博物館、美術館、図書館			
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	事務所			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）			—

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 市の耐震化の現状

市内の旧耐震基準の住宅、耐震診断義務化建築物及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況は次のとおりである。

(1) 住宅の耐震化

住宅については、支援制度の設置や所有者等への啓発活動等により、耐震化の促進を図ってきた。

住宅の耐震化率は、総務省統計局が公表している住宅・土地統計調査の結果をもとに算出した。

令和2年度末時点における住宅の耐震化率は、住宅着工統計による新築戸数及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の届出による除却戸数をもとに推計した結果、約92.96%である。

なお、近年の住宅の耐震化率の推移は、表4のとおりである。

表4 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし ^{※6}	耐震性あり ^{※6}				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成25年10月1日	16,752	5,333	11,419	41,378	58,130	90.8%
平成30年10月1日	14,774	4,444	10,330	44,676	59,450	92.5%
令和2年3月31日	14,607	4,256	10,351	45,957	60,564	92.9%
令和3年3月31日 ^{※7}	14,500	4,149	10,351	46,323	60,823	93.1%

※6 耐震性の有無については、最新の国土交通省の算定方法により按分。

※7 令和3年3月31日の耐震化率については、令和2年12月末時点における住宅着工統計による新築戸数及び建設リサイクル法の届出による除却戸数をもとに推計した数値から算出したもの。

(2) 耐震診断義務化建築物の耐震化

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物に対し、所管行政庁である県及び 12 市は耐震化の促進を図っている。

1) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物については、その用途及び規模から特に社会的影響が大きいとため、所管行政庁である県及び 12 市は耐震診断の結果を公表している。

市では該当建築物全てにおいて耐震改修工事が済んでおり、耐震化率 100%を達成している。また、用途別の耐震診断結果は、表 5 のとおりである。

表 5 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果

(単位：棟)

	耐震化義務化建築物			耐震化率 (%) d=c/a
	a	耐震性なし b	耐震性あり c	
学校	6	0	6	100.0%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	0	1	100.0%
庁舎	1	0	1	100.0%
合計	8	0	8	100.0%

(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、市有建築物と民間建築物のそれぞれに対し耐震化の促進を図っている。

令和2年度末時点における多数の者が利用する建築物の耐震化率は、約94.1%である。

また、その用途別の耐震化率は、表6のとおりである。

表6 令和2年度末の多数の者が利用する建築物の用途別耐震化率

(単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	39	0	39	41	80	100.0%
病院・診療所	2	1	1	18	20	95.0%
劇場・集会場等	2	2	0	5	7	71.4%
店舗	7	2	5	14	21	90.5%
ホテル・旅館等	1	1	0	10	11	90.9%
賃貸住宅等	103	4	99	20	123	96.7%
社会福祉施設等	0	0	0	33	33	100.0%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	4	5	100.0%
その他	18	14	4	92	110	87.3%
合計	173	24	149	237	410	94.1%

1) 多数の者が利用する市有建築物

多数の者が利用する市有建築物については、その多くが地震発生時の避難施設や応急活動の拠点施設等となることから、耐震化に積極的に取り組んでいる。

令和2年度末時点における多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、約97.8%である。

また、その用途別の耐震化率は、表7のとおりである。

表7 令和2年度末の多数の者が利用する市有建築物の耐震化率

(単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)			
	a	耐震性なし	耐震性あり				d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
		b	c						
学校	39	0	39	33	72	100.0%			
病院・診療所	—	—	—	—	—	—			
劇場・集会場等	2	2	0	5	7	71.4%			
店舗	—	—	—	—	—	—			
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—			
賃貸住宅等	—	—	—	—	—	—			
社会福祉施設等	0	0	0	2	2	100.0%			
消防庁舎	—	—	—	—	—	—			
その他一般庁舎	1	0	1	4	5	100.0%			
その他	0	0	0	3	3	100.0%			
合計	42	2	40	47	89	97.8%			

2) 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する民間建築物については、所有者等に向けた耐震化の働きかけを行うなど、耐震化の促進に努めている。

令和2年度末時点における多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は、約93.1%となる。

また、その用途別の耐震化率は、表8のとおりである。

表8 令和2年度末時点の多数の者が利用する民間建築物の耐震化率

(単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b				
学校	0	0	0	8	8	100.0%
病院・診療所	2	1	1	18	20	95.0%
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗	7	2	5	14	21	90.5%
ホテル・旅館等	1	1	0	10	11	90.9%
賃貸住宅等	103	4	99	20	123	96.7%
社会福祉施設等	0	0	0	31	31	100.0%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	18	14	4	89	107	86.9%
合計	131	22	109	190	321	93.1%

2 本計画における耐震化の目標

住宅及び多数の者が利用する建築物については、令和7年度における耐震化率の目標を表9のとおりとする。

表9 令和7年度における耐震化率の目標

		現状（推計）※8	目標
		令和2年度	令和7年度
住宅		93.1%	95%
耐震診断義務化建築物		100% (達成済み)	—
多数の者が 利用する 建築物	市有建築物	97.8%	100%
	民間建築物	93.1%	おおむね解消

※8 令和2年度の現状（推計）は、令和2年12月末時点のもの。

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

対象建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。このことから、所有者に対する意識啓発が必要となる。一方、耐震化を実施する際には費用負担が発生するため、その負担の軽減が重要となる。

そこで、市及び県は、耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次項に掲げる施策に取り組む。

2 具体的な施策

(1) 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化を促進させるためには、所有者等の耐震化に関する意識の向上や、耐震化に取り組みやすい環境づくりが重要となる。

市は、県との適切な役割分担のもと、連携して耐震化の促進に努めるものとする。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する取組

1) 多数の者が利用する市有建築物

市は、耐震性が不足している多数の者が利用する市有建築物について、久喜市公共施設個別施設計画^{※9}に基づき、除却等を進めていくものとする。

2) 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する民間建築物については、住宅と同様に、所有者等の耐震化に関する意識の向上や、耐震化に取り組みやすい環境づくりが重要となる。加えて、これらの建築物は、多くの市民が日常的に利用する施設であり、耐震性が不足している場合には、地震発生時に大きな被害が予想される。

このため、市は県と協働して耐震化の促進に努めるものとする。

※9 「久喜市公共施設個別施設計画」

個々の施設について、公共施設アセットマネジメントの観点から将来の方向性や対策内容（統廃合、集約・複合化）、費用、財政状況に合わせた対策の実施時期などを定める計画。

(3) 建築物の耐震化に関する支援施策

1) 補助制度

市は、建築物の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設けるものとする。

2) 相談窓口の設置及び情報提供

市及び県は、耐震化に関する意識啓発や市民ニーズの把握のため、耐震化に関する相談窓口を設置し、助言及び情報提供を行うものとする。

3) 無料簡易耐震診断の実施

市、県及び建築関係団体は、住宅の耐震化の促進を図るため、木造住宅の無料簡易耐震診断を行うものとする。

4) 計画認定

市は、建築物の耐震化の促進を図るため、耐震改修促進法の規定に基づき、所有者等から耐震改修計画の認定の申請があった場合は、所有者等に対して適切な指導・助言等を行い、認定する。

5) 基準適合認定及び耐震認定マーク表示制度

市は、建築物の耐震化の促進を図るため、耐震改修促進法の規定に基づき、所有者等から耐震に関する基準適合認定の申請があった場合は、所有者等に対して適切な指導・助言を行い、認定する。

また、基準適合認定を受けた建築物に表示する「耐震認定マーク表示制度」について周知する。



6) 啓発リーフレットの配布

市は、相談窓口等において「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」の配布を行うものとする。

この「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」は、県が住宅の耐震化の促進のため、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策及び耐震シェルターの設置を啓発し、各市町村の補助制度や税制優遇の周知を図るため作成したものである。

7) 講習会等の開催による啓発

市は、相談窓口等において耐震化の重要性及び必要性についての普及啓発活動を実施する県の各種イベント等の周知を行うとともに、震災予防に関する出前講座を行うものとする。

8) 耐震サポーター登録制度

「耐震サポーター登録制度」とは、県が建物所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度である。

市は、建築物の耐震化を促進するため、所有者等の求めに応じて、耐震サポーター登録制度に関する情報提供を行う。

9) 金融機関による融資支援

市は、所有者等の求めに応じて、県内 3 金融機関で設けている、通常よりも低減した利率で融資を受けることができる耐震化融資制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修及び耐震補強工事向けの融資制度の情報提供を行うものとする。

(4) その他の安全対策

1) 緊急輸送道路^{※10}沿道の建築物の耐震化促進に関する取組

地震発生時において重要な役割を担う緊急輸送道路については、建築物の倒壊によってその機能が妨げられることのないよう、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。

市は、県及び県内所管行政庁 12 市による「埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会」に参加し、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の促進に努めるものとする。

※10 「緊急輸送道路」

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。(耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に基づく道路)

2) エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含む全国 20 都道府県において、計 257 件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等が複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込めが発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

市及び県は、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策を図るよう啓発する。

3) 窓ガラス、外壁、看板等の落下防止及び吊り天井の脱落防止対策

市は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル、看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者等に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

4) ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法の規定に適合しない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊するおそれがあり、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

市及び県は、これらのブロック塀等の安全性向上のための啓発に取り組む。

5) 新耐震基準の木造住宅への対応

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準の住宅だけでなく、新耐震基準の住宅のうち、平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市及び県は、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める。

6) 危険物貯蔵場等の安全対策

一定量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物^{※11}は、地震時の損傷等により大規模な被害が発生するおそれがある。

市及び県は、これらの建築物の実態把握を進め、必要に応じ、耐震化の促進を図る。

※11 「一定量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物」
耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定される建築物。

7) 耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、市は、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができる耐震シェルター等の活用に関する情報提供をする。

8) 家具の転倒防止対策

市は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、県が作成した家具等の固定を促すためのリーフレットの配布や「家具固定サポーター制度」の情報提供により、市民の防災意識の向上を図る。

この「家具固定サポーター制度」は、県が県民の家具固定化の取組みを支援するために設けており、建設業関係団体と連携し、専門家による相談、見積及び施工を依頼できる制度である。

9) 地震保険の加入率向上

大規模地震発生後の復旧を速やかに行うためには、地震保険の活用は効果があると言われている。

地震による被害を補償する地震保険については、令和元年度の加入率は全国平均が約 33.1%、県が約 32.7%となっている。

市及び県は、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

10) 防災ハザードマップの活用

市は、地震による建物倒壊危険度や液状化可能性、避難場所等を地図上に表した地震ハザードマップ並びに災害時の情報入手方法や防災対策等を掲載した「防災ハザードマップ」を作成し、その周知に努める。

第4章 計画を推進するための体制

市、県及び建築関係団体は、次の協議会を通じて情報の共有や各種イベントの開催等を行い、耐震化を計画的に推進する。

(1) 彩の国既存建築物地震対策協議会

「彩の国既存建築物地震対策協議会」は、建築物に係る地震前及び地震後の対策に関し、会員相互で各種情報交換、調査研究及び耐震相談窓口等を行い、地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

本協議会は平成10年1月に創設され、会員75団体（令和2年4月時点：県、63市町村、及び11建築関係団体^{※12}）で構成されている。

(2) 埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会

「埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会」では、首都圏や東海地方に今後想定される大規模地震時の緊急物資の輸送や緊急車両の通行のために必要な広域的な緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進について意見交換等を実施している。

本協議会は平成23年6月に創設され、所管行政庁である県及び12市で構成されている。

(3) 埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援

埼玉県住宅供給公社（以下、「公社」という。）は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的として住宅政策貢献事業を展開しており、その一つとして「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進事業」を実施し、耐震診断及び耐震改修に対する費用の一部を助成している。

市は、公社の事業に関する情報提供をする。

※12 「建築関係団体（11団体）」

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ・一般社団法人埼玉建築士会 | ・公益財団法人埼玉県住宅センター |
| ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 | ・埼玉土建一般労働組合 |
| ・一般社団法人埼玉県建築安全協会 | ・建設埼玉 |
| ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会 | ・埼玉県住まいづくり協議会 |
| ・一般社団法人埼玉県建設業協会 | ・一般財団法人さいたま住宅検査センター |
| ・一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA 埼玉） |

第5章 市有建築物の耐震化の方針

1 耐震診断及び耐震改修の対象建築物

本計画では、耐震改修促進法の規定に基づく多数の者が利用する市有建築物に加え、防災上重要な市有建築物（災害拠点施設、避難収容施設、応急対策活動施設、災害時要援護者施設）及びその他多くの市民が利用する市有建築物についても、耐震診断及び耐震改修の対象建築物として定めた。

平成19年9月時点において、市有建築物95施設171棟のうち、耐震化が必要な建築物は60棟であった。これらの建築物について、令和2年度末時点における市有建築物の耐震化の状況は、表10のとおりである。

表10 市有建築物の耐震化の状況（令和2年度末）

用途区分	対象建築物棟数	耐震化済等棟数（※）	耐震診断未実施棟数	耐震改修未実施棟数
防災上重要な市有建築物	29	25	0	4
災害対策の拠点となる建築物	2	2	0	0
避難収容施設	24	20	0	4
応急対策活動施設	3	3	0	0
災害時要援護者施設	27	27	0	0
その他多くの市民が利用する施設	4	2	1	1
計	60	54	1	5

※ 改築、解体、閉鎖を含む。

2 市有建築物の耐震化の方針

耐震性の確保等がなされていない6棟については、防災上利用する施設から除外するなどの対応をとってきた。今後、これらの施設については、久喜市公共施設個別施設計画に基づき、除却等を進めていくものとする。

3 耐震改修の目標値

市有建築物の I_s 値^{※13}の目標値は、0.6 以上とする。ただし、久喜市地域防災計画で指定する指定避難所及び同計画による災害対策本部の設置場所の目標値は、0.75 以上とし達成している。

※13 「 I_s 値」

耐震改修促進法に基づく告示「平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号」別添第二号イに基づく各階の構造耐震指標。0.6 以上で倒壊又は崩壊する可能性が低いと判定される。